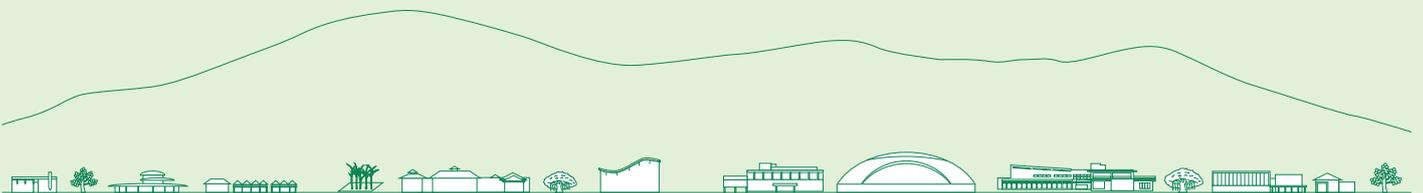


6 章

基本政策 6

「知恵と力を結集してみんなでつくる“むらづくり”」

基本施策 6-1 村民参加による協働のむらづくりの推進	102
基本施策 6-2 効率的な行政運営の拡充	104
基本施策 6-3 健全な財政運営の確立	108



基本施策 6-1

村民参加による協働のむらづくりの推進

▶ 施策のめざす方向

地域主体によるむらづくり活動を支援するとともに、「(仮称)〇〇区むらづくり構想」等の策定の促進等の村民参画のシステムを構築します。また、各区との情報交流及び広報・広聴活動を充実するとともに、各種計画等の村民参画機会の充実を図ります。

▶ 現状と課題

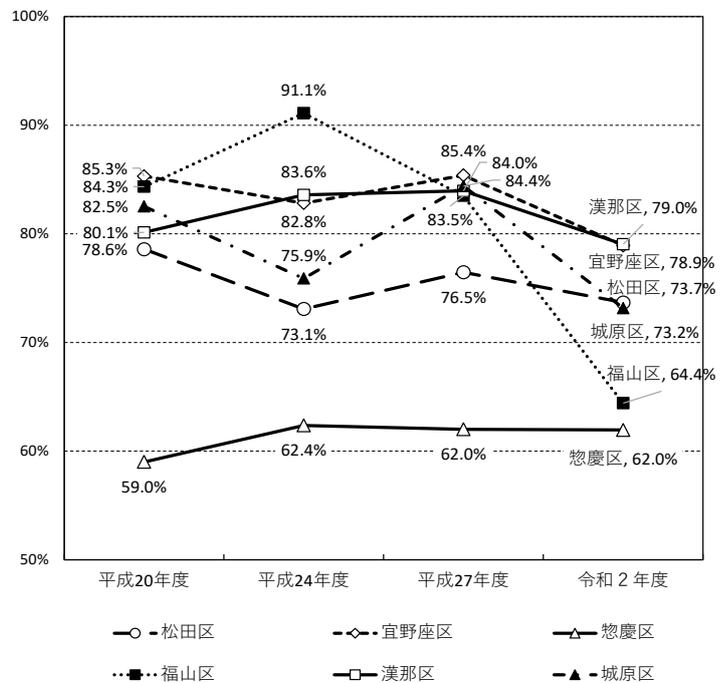
本村は松田区、宜野座区、惣慶区、福山区、漢那区及び城原区の6行政区からなり、地域住民が主体となって特色あるむらづくりに取り組んでいます。また、行政連絡会議の毎月開催、各行政区と行政懇談会の毎年開催や各事業の説明会等、村行政と各区の連絡体制は整っており、情報交換や意見交換を実施しています。このように行政区毎の主体的な取り組みは活発であり、漢那区では毎年区独自に「漢那区防災避難訓練」を実施するなど、地域が主体的に防災活動に取り組み、区民の防災意識が高まりつつあります。宜野座村は農業中心の風土から地縁的なつながりが強く、区単位での独自の活動が培われ、「小さな自治体」としての機能を果たしています。

一方で、転入者の増加や集合住宅の増加等に伴い、自治会加入率は各区とも低下または横ばいとなっており、地域コミュニティの希薄化や地域力の低下が懸念されます。

地域住民と行政の協働による自立したむらづくりを目指すため、平成26年度より宜野座村むらづくり村民会議を立ち上げ、平成26～29年度に開催し、参加者からむらづくりに関わる企画・提案を頂きました。しかしながら、参加者が少ない、継続的な開催が難しい、企画・提案(Plan)から実行(Do)に至っていない等、運営面や進行管理面において課題となっています。

今後とも、地域住民と村行政が共にむらづくりを考え、地域住民による地域の課題解決や展望に向けて主体的に取り組んでいくことが重要です。これからの自治体経営は、行政中心から、地域主体の地域経営への転換が求められており、地域の価値を創造し、個性的で活力と魅力ある地域づくりを進める必要があります。

■行政区別自治会加入率の推移



※令和2年度は外国人含む

資料：宜野座村（住民基本台帳（各年度末）、各行政区総会資料等より）

関連する SDGs の目標

目標							
----	-----------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------

施策展開

(1) 地域主体によるむらづくり活動・計画策定の支援

- ①各区での行事等の地域コミュニティを活かした各種活動の支援に努めます。
- ②各区における地域課題を解決するよう、「(仮称)〇〇区むらづくり構想」等の策定を促進します。
- ③婦人会及び青年会等の活動を支援します。
- ④宜野座村郷友会と連携して交流事業等に取り組みます。

(2) 村民参画のシステムの構築

- ①村民主体型のむらづくりを推進するため、村民自らがむらの将来を考え・語り合いながら、村政に提案・主体的に行動する、村民参画の機会の確保及び村民参画・協働の担い手として活躍できるしくみの構築に努め、協働のむらづくりを進めます。
- ②村民や地域が主体となって企画・提案できるよう、専門家の派遣、むらづくり活動資金の助成、各種情報の提供等、地域活動の支援・サポート体制等の構築を検討します。
- ③地域で活躍できるむらづくり活動のリーダーや担い手の育成を図ります。
- ④多くの役割を担う働き盛り世代の負担を軽減するため、参加しやすい行事・イベントづくりを推進するとともに、村や区の行事・イベント等の整理・縮小に努めます。

(3) 各区との情報交流及び広報・公聴活動の充実

- ①定期的に行政連絡会議を開催して各区との連携を図るとともに、各区で毎年開催している行政懇談会の充実を図り、連絡調整や情報交流の場づくりに努めます。
- ②村広報誌や村ホームページ等による行政情報の発信の充実や行政相談等を活用し、公聴活動の充実を進めます。

(4) 村民参画機会の充実

- ①行政と地域の協議の機会を拡充するとともに、パブリックコメントやアンケート等の様々な媒体・手段を活用し、村民のむらづくりへの意向の把握に努めます。

指標

指標名	現状値	目標指標 (令和7年度)	備考
行政連絡会議の開催	毎月1回	毎月1回	
行政懇談会の開催	各行政区毎年1回	各行政区毎年1回	
巡回行政相談	奇数月に1回	奇数月に1回	
自治会加入率	72.2%	72.2%以上	

基本施策 6-2

効率的な行政運営の拡充

▶ 施策のめざす方向

村役場職員が自主性、創造性、革新性を持ち、高い業務能力を発揮できるような人づくりと組織づくりを推進します。また、村民の視点に立った業務や事業の継続的な見直しを行うとともに、情報技術や民間ノウハウの積極的な活用を図り、村民サービスの向上と行政経費の削減等に努めます。さらに、生活サービス等の充実はもとより、基地問題や北部地域の振興等の広域的な課題に対しては近隣市町村や国・県と連携を強化して広域行政に取り組み、魅力あるむらづくりに取り組みます。また、令和3年度には、国による「デジタル庁」の創設等、社会全体のデジタル化の推進により、行政サービスの向上・高度化や行政業務システムの効率化、情報セキュリティ対策の向上等、さらなる電子自治体を推進します。

▶ 現状と課題

地方分権の進展により、村民に身近な自治体の果たすべき役割がさらに重要となっています。しかし、多種多様化する村民ニーズへの対応が求められる一方で、その裏づけとなる財政状況は厳しい状況にあります。

宜野座村では、これまで「行政改革大綱」に基づき、効率的かつ質の高い行政サービスを目指し、課の新設・改変、公的施設の指定管理者制度の活用、事務事業の外部委託及び行政事務の改善、むらづくりアドバイザーを活用し、村民サービスの向上や行政組織の効率化、村役場職員の適正配置等に取り組んでいます。

一方で社会インフラの更新・維持管理の対応、さらに個性あるむらづくり・拠点づくりに向けた新たな財政需要が見込まれ、厳しい状況も想定されます。また、近年は権限委譲に伴う事務事業の増加及び事務内容の多種多様化も進行していることから、行政サービスを低下させることなく村の将来像を実現できる組織をつくるため、村として担うべき役割の精査が必要であり、地域、各種団体、民間事業者等に任せられることは積極的に任せる等、不断の行財政改革への取り組みも重要です。併せて、人事評価制度の導入による人材育成や役場組織全体の士気高揚、職員研修等による村役場職員の資質向上を図るとともに、情報基盤の十分な活用等による業務の効率化を行い、行政事務の簡素化・効率化及び行政サービスのさらなる向上に努める必要があります。

近年、情報通信の技術革新は急速に進んでおり、SNS 等の新たな ICT を利活用したサービスが開かれ、マイナンバー制度が開始されたことなど、日常生活やビジネスだけではなく行政における業務にも影響を及ぼしており、今後、私たちの日常生活にも大きな変化がもたらされています。令和3年9月にはデジタル庁が発足し、デジタル庁は「行政のデジタル化の推進」、「医療・教育・防災、産業社会全体のデジタル化の構築」、「誰もが恩恵を享受できるデジタル化（デジタルガバメントの確立）」の3つの柱に重点的に取り組むと表明しました。本村においては、平成27年7月にNTT西日本沖縄支店と「宜野座村における情報化に関する包括連携協定」を締結し、役場職員を対象とした「ICT活用協議会」を開催し、様々な場面におけるICTの活用事例や自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進^{*1}等に取り組み始めたところです。ICTを行政のあらゆる分野に活用することにより、住民の事務負担の軽減や利便性の向上、行政事務の簡素化・高度化を図り、効率的な自治体を運営するため、情報セキュリティ対策の強化も含めて、電子自治体に向けて検討を進めていく必要があります。

^{*1}：DXとは、デジタル技術を活用して行政サービスを変革すること。総務省は、各地方自治体が情報システムの標準化、行政手続のオンライン化などについて計画的に取り組む方策を検討するため、「自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画」(令和2年12月 総務省)を策定した。令和3年夏を目途に、総務省が自治体DX推進手順書を策定する予定である。

関連する SDGs の目標と指標

目標	5 ジェンダー平等を実現しよう	8 働きがいも経済成長も	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	10 人や国の不平等をなくそう	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナリシップで目標を達成しよう
						

施策展開

(1) 効率的な行政運営の推進

- ①国や県、関係機関等と連携しながら、各種事業・制度等を活用した事業や施策の立案を行います。
- ②総合計画（基本構想・基本計画）に基づいた体系的な政策の進捗状況の確認に努めます。
- ③村役場職員の能力・業績に基づく人事評価制度を導入し、人材の適正配置や公務能率の向上を図り、充実した行政サービスの提供に努めます。
- ④村役場職員の能力・業績に基づく人事評価制度の実施をはじめ、職員の意識改革や職員の職務執行力・政策形成力の向上を図るため、各種研修への派遣の充実や各種会議等への主体的な参加の促進等、職員の資質向上を図る人材育成を推進します。
- ⑤行政サービスの質の維持・向上や経費削減等を目指すため、定員の適正化及び組織の見直しに努めるとともに、各部署間の連携強化を図ります。
- ⑥業務の効率化や経費節減、村民サービスの維持・向上の観点から、民間への業務委託等を推進するとともに、指定管理者制度の導入の検討や制度の適正な運用に取り組みます。
- ⑦むらづくりアドバイザー等の専門的な知識や経験、技能等を有する人材を活用することにより、本村の魅力あるむらづくりに取り組みます。

(2) 自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)の推進

- ①DX の取り組みを総合的かつ効果的に実施するため、全体的な DX 方針を定め、村民の利便性向上や庁内業務の効率化に努めます。
- ②インターネットの媒体を利用した村公式ホームページや SNS、公衆無線 LAN (Wi-Fi) 等を効果的に活用し、村政情報の内容充実をはじめ、わかりやすく見やすい情報を公開・発信します。
- ③電子媒体を使った電子申請・電子調達システムの拡充、施設予約システム等、利便性の高い行政サービスの提供及び行政手続きの電子化を推進します。
- ④庁内の情報システムについては、国が進めている自治体クラウドサービス^{※1}（住民情報システムについては、恩納村と共同利用）、マイナンバー制度の導入や技術革新等を踏まえつつ、庁内情報システムの再構築を図り、行政事務の簡素化・効率化・合理化の推進に努めます。
- ⑤人と人との接触を減らすための方策であるテレワークや、対面主義を是正するための行政手続きのオンライン化の推進にあたり障害となっている押印の見直しに取り組みます。
- ⑥庁内システムの統合や仮想化による機器共有、クラウド化、運用ポリシーの統一や調達・運用事務の集約化等を検討し、全体として運用コストの圧縮に努めます。

※1：クラウドサービスとは、インターネット等のブロードバンド回線を経由して、データセンターに蓄積されたコンピュータ資源を役務（サービス）として、第三者（利用者）に対して遠隔地から提供するもの。なお、利用者は役務として提供されるコンピュータ資源がいずれの場所に存在しているか認知できない場合がある。

- ⑦情報セキュリティを高めるため、サイバーセキュリティを取り巻く環境の変化に対応しつつ、人的・物理的・技術的な側面からの一層の強化に努めます。
- ⑧ICT ガバナンス※¹体制については、外部人材を活用して、情報システムの調達・構築・運用（または支援）が効率的に行えるよう努めるとともに、庁内職員の人材育成を進めます。
- ⑨行政サービスについて、デジタル技術やデータ活用により、住民の利便性を向上させるとともに、AI等の活用により業務効率化を図り、人的資源による行政サービスの更なる向上に努めます。

（3）広域行政の推進

- ①隣接及び近接市町村と共同で企画・調整・対応等を行うことが適切な事務事業や事務の共同処理の検討等、周辺市町村及び関係機関等の広域連携による取り組みを推進します。
- ②基地問題及び北部地域の振興等、広域的な視点での地域づくりに適切に対応できるよう、各事務組合等との連携を強化するとともに、市町村相互の連携及び役割分担を明確化し、広域事業の円滑な推進を図るなど広域行政を推進します。

指 標

指標名	現状値	目標指標 (令和7年度)	備考
むらづくりアドバイザー委嘱人数	6人	10人	
職員研修受講率	30% (令和元年度)	40%	
村独自研修開催数	1 (令和元年度)	3	



ICT 連携協定締結式（NTT）



IT イノベーション戦略センター包括連携協定式（ISCO）

※1：ICT ガバナンス体制とは、情報システムの効果が出ているか、役に立っているか、適切な費用となっているか、安全・安定稼働しているかを組織的にチェックし、適正化していく取組みのこと。



SDGs に関する村職員向けワークショップ



基本施策 6-3

健全な財政運営の確立

施策のめざす方向

事務事業の優先性や緊急性等に配慮した選択と集約による財源(予算)の配分や、民間活力の導入等による施設管理の効率化に取り組むとともに、積極的な財政情報の公開を進め、村民の理解に基づく透明で健全な財政運営を確立します。

現状と課題

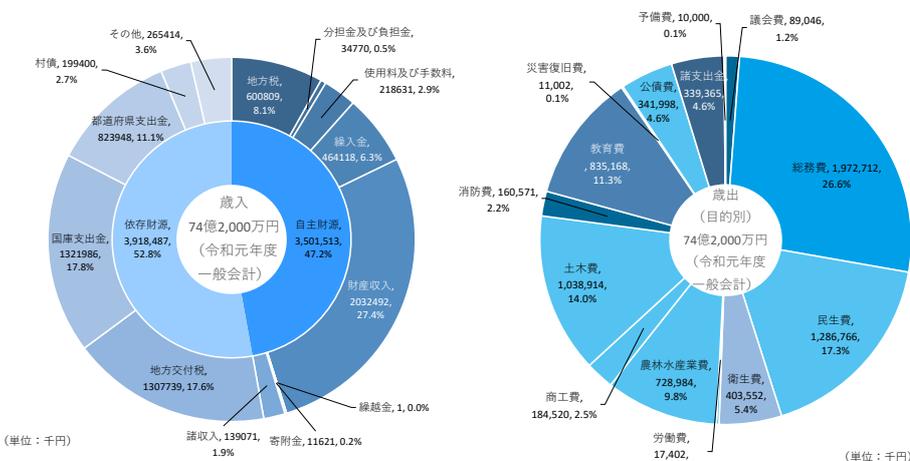
本村では、「第4次宜野座村行財政改革プラン」及び「宜野座村財政中長期計画」に基づき行政改革を推進してきましたが、社会保障費の増加やインフラの更新等により、財政状況はさらに厳しさを増しています。

平成20年度からはじまったふるさと納税によるふるさと応援基金積立金は、令和3年3月末現在で、約1億7千848万7千円となっており、納税者には本村の特産品を贈呈しています。また、平成22年度から貸借対照表(バランスシート)^{※1}の作成・公表、平成24年10月より下水道事業特別会計の設置、平成27年12月の公共施設等総合管理計画の策定、平成29年度より宜野座村体育施設ネーミングライツの実施等、安定した財政運営に努めています。

本村の歳入面においては、自主財源比率と依存財源比率はほぼ同じ割合で推移していますが、自主財源の財産収入(軍用地料)を除けば、依存財源の地方交付税や国庫支出金、都道府県支出金の割合が高い状況が続いています。令和元年度の目的別歳出では総務費^{※2}が26.6%と最も高く、次いで民生費(17.3%)、土木費(14.0%)となっており、子育て・教育及び社会福祉の対応、観光振興の基盤づくり、社会インフラの更新等の新たな財政需要が見込まれます。

今後とも、経常的な行政経費や施設等の維持管理費、各種補助金等の随時見直し・確保を図るとともに、必要な自主財源の確保等の長期的な展望にたった予算の編成に努め、財政の健全化を図る必要があります。

■ 宜野座村の歳入・歳出(令和元年度一般会計)

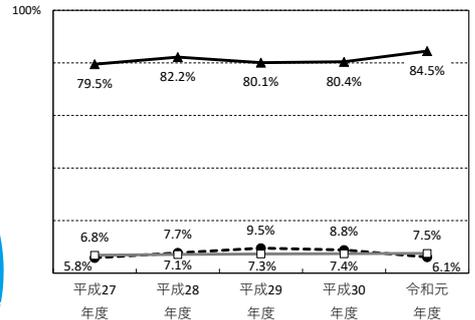


資料：宜野座村総務課

※1：バランスシートは、会計年度末に宜野座村が保有している資産と、その資産を取得するために使ったお金の調達方法を表している。現金の収支に注目するこれまでの決算書では表示できなかった、本村の財産や負債等、これまでの資産形成の結果を知ることができる。

※2 総務費は、軍用地等所在区交付金 1,006,077 千円を含むため割合が高くなっている。

■ 実質収支比率、経常収支比率、公債費負担比率の推移



● 実質収支比率 ▲ 経常収支比率 ○ 公債費負担比率

実質公債費比率：自治体の実質的な借金が財政規模に占める割合のこと。数値が高いほど返済の負担が重いことを示す。
 経常収支比率：地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費(経常的経費)に充当された一般財源の額が、地方税・普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源(経常一般財源)、減収補填債特例分及び臨時財政対策債の合計額に占める割合。この指標は経常的経費に経常一般財源収入がどの程度充当されているかを見るものであり、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表す。
 公債費負担比率：公債費がどの程度財政を圧迫しているかを示すもので、公債費に充当された一般財源の、一般財源総額に占める割合。

関連する SDGs の目標と指標

目標	8 働きがいも経済成長も	10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナシップで目標を達成しよう

施策展開

(1) 村財政情報の公開

- ①「バランスシート」や「ぎのざそんのよさん」を作成・開示し、村財政状況を広く村民にわかりやすく伝えます。

(2) 計画的な財政の運営

- ①将来のむらづくりに向けた価値ある投資を行うため、政策協議を実施し、優先的に取り組むべき事業の重点化を図ります。
- ②予算の平準化を図るため、「中長期財政計画」に基づく健全な財政運営に努めます。
- ③軍用地料の分収歩合については、条例化に向けて関係機関と協議のもと、適正な分収歩合の改正を推進します。
- ④無駄のない財政運営を進めるため、経常的な経費や維持管理費等の行政コストの節減に努めるとともに、各種補助金等の見直しを行います。
- ⑤「宜野座村総合計画（基本構想・基本計画）」のもと、「公共施設等総合管理計画」、「個別施設計画」及び「長寿命化計画」等に基づいて、公共施設やインフラ資産等の維持管理・修繕、耐震化、施設の整理または長寿命化を進め、数十年後の建物やインフラ資産の更新費用試算に基づいて、既存建物の更新や統廃合のあり方について検討します。また、各部署間での連携強化を図り、全庁横断的に推進できる組織体制整備に努めます。

(3) 民間活力の導入

- ①社会経済情勢の変化や村民の暮らし方の変化によるニーズの多様化に対応し、また、民間事業者の知識や技術、資源を活用する観点から、公民連携による手法を検討し、村民サービスを継続的に提供します。
- ②指定管理者制度の推進や事務事業等の民間委託を推進します。
- ③出資法人の見直しや民営化を推進するとともに、補助金については目的や効果の再評価を行う等の見直しを行います。
- ④新たな財源確保、施設的良好な維持管理による村民サービスの向上、地域経済の活性化等が見込まれるネーミングライツ事業を実施します。

(4) 将来を見据えた財源確保の推進

- ①自主財源を確保するために、関係課と連携しながら、村税の徴収率の向上並びに支払い方法の拡充に取り組みます。また、滞納者への滞納処分を徹底し、上下水道料金や各種使用料・手数料の適正化を図ります。
- ②企業立地を促進し、村民の雇用の場を創出するとともに、ふるさと納税をさらに推進していきます。
- ③公共施設等の更新に向けて、各種目的基金を計画的に積み立てていきます。

指 標

指標名	現状値	目標指標 (令和7年度)	備考
経常収支比率	84.5%	80%	
納税件数	3,050件	4,000件	
村民税の納税率	98%	98%以上	